

第28回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成24年7月19日（木）午後1時40分～午後3時00分
- 2 場 所 長野県庁 議会棟3階 第2特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 竹内会長、岡田委員、織委員、平田委員、宮原委員
(事務局) 塩谷課長、布山課長補佐、北原担当係長、丸山主査、山田主任、石田主事
- 4 議 題
(1) 新規意見聴取案件の報告・審議
(2) その他
- 5 議事経過
(1) 7月12日（木） 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は
～ 7月19日（木） 資料を検討の上、事務局へ疑問点等の提示
(2) 7月19日（木） 審議会の開催（別紙のとおり）
(3) 7月31日（火） 審議結果を実施機関へ通知
- 6 その他
次回審議会の開催日時は、平成24年11月22日（木）午後3時30分からとすることを決定した。

(別紙)

会 長： 第 28 回の個人情報保護運営審議会を開催します。
それでは、新規意見聴取案件の報告と審議に入らせていただきます。案件の一覧表の 1 番から 6 番、情報公開・私学課から水大気環境課まで、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： (番号 1～6 番 資料に基づき説明)

会 長： 質問、意見等ありますか。
特にないようですので、7 番から 13 番まで事務局から説明をお願いします。

事 務 局： (番号 7～13 番 資料に基づき説明)

会 長： 質問、意見等ありますか。
特にないようですので、14 番の健康長寿課の案件の審議に入りたいと思います。これは情報の性質から重要な案件だと思いますので、事務局からの説明の後に、健康長寿課からも説明をお願いします。

事 務 局： (番号 14 番 資料に基づき説明)

健康長寿課： (番号 14 番 資料に基づき説明)

会 長： 国立がん研究センターなどの研究機関に対して、統計的な情報だけでなく研究目的で個人情報も提供できるように登録簿を変更するというのですが、個人のがんという病気の情報であり、個人の同意を得ずに収集している個人情報であることを踏まえ、委員の皆さんから意見をお聞きしたいと思います。

委 員： 目的外提供の場合はその要件が書いてありますが、目的内提供の場合の要件は特にないということでしょうか。

事 務 局： 今回の案件が収集の目的内で提供するというものであれば、個人情報保護条例第 5 条は収集目的以外の利用・提供の規定なので、条例第 5 条の適用はありません。条例第 5 条第 2 項第 5 号と同項第 8 号が目的外提供の規定に

なり、その解釈については、個人情報保護条例の解釈及び運用基準に記載されています。

委員： 健康増進法やがん対策基本法などがあって、それに基づいて長野県地域がん登録事業実施要綱がある。がん患者の登録を実施した上で、がんの罹患率及び生存率の推計等を行いがんの実情を分析すると、今後のがん予防対策の推進及びがん医療水準の向上を図ることができることから、個人情報を研究機関等に提供することは目的の範囲内と考えてよいのでしょうか。

健康長寿課： がん登録を行うことにより、がんの罹患率や5年後の生存率等が明らかになり、今後のがん対策、がんの検診に寄与することは要綱の目的に合っています。

委員： 要綱の中で、国立がん研究センターに提供をするということは、何条に規定されているのですか。

健康長寿課： 要綱には、国立がん研究センターについては記載していませんが、要綱第9条の情報の提供において、活用、分析について記載し、その具体的な情報提供の手続きについては要領で定めています。要領第5条において、倫理審査委員会の承認を受けて申請を行うこと、研究の公益性、個人又は第三者の権利利益の侵害の可能性が認められないことという基準を設けています。

会長： 今の説明を前提にして、質問、意見等ありますか。

委員： 結局、がん防止、がん撲滅ということで目的内提供という発想なのでしょうか。外部機関から利用したいと申し出があって、外部機関の事業のために専ら利用するのであればその情報の提供が目的内提供なのかなと疑問にも思うのですが、議論はなかったのでしょうか。

健康長寿課： 要領第5条で、がんの診断、治療、予防の研究目的に特定していますので、がんの施策、その予防の向上というような目的に合致する申請しか受け付けないということにしています。

委員： 国立がん研究センターなど公的な機関であれば問題ないと思うのですが、医療機械メーカーや薬品メーカーなど民間が研究している場合に、民間企業から利用申請があった場合にも目的内提供ということで提供してもよいも

のなのでしょうか。

健康長寿課： 要領第5条第2号において、学会等の倫理審査委員会等を通らなければならず、公益性の要件にも抵触するかと思いますので、営利目的等に関するものは排除され、それらの申請が認められる可能性はないかと思います。

委員： 分かりました。個人情報保護条例の相当な理由や特別な理由で判断するよりは、倫理委員会で審査してもらった方が機動力やスピード感という面で実情に合っているということですね。

会長： 他に意見等ありますか。

委員： 県民目線で考えた時に、患者さんのデータの提供が研究者の方々の研究の材料となって終わっていないか、そういうことのないようにがんの予防であったり、がんの完治のため、その発見のための材料になるという実質的に生きるような個人情報の取扱いをしていただき、がんに関わってしまった患者、家族、身内の人達のために何も有益でないということがないようにしていただきたい。

健康長寿課： 個人情報の大切さを踏まえ、研究等に活かした後に直ちに個人情報を消去することを義務付けておりますし、その成果についても、論文等により個人を把握しない形でその成果を県に報告を求め、それを公表したいと考えており、情報が無駄にならないように今後活かしてまいりたいと考えています。

会長： そういう成果の活用状況や報告などが担保されれば、情報の提供先の変更を認めてもよいということでしょうか。

委員： 反対ではありませんが、ただの研究材料で終わらないように実質的に一人でも健康長寿できるようにすることを条件としたいと思います。

会長： 民間研究機関で倫理委員審査会の承認を受けているのであれば、提供先を変更してもよろしいでしょうか。

委員： 申請者の所属する機関の倫理審査委員会の承認という要件で営利目的とか不適切利用を防止できるのであれば、目的内提供という整理で良いのではない

かと思えます。外部機関の事業のためだけに利用されるのではなくて、外部機関と連携して長野県の地域がん登録事業が発展するために相互に研究成果を利用し共同事業が増えていくのであれば、より一層目的内提供ということについて県民の理解を得やすいのではないかと思います。一方的に情報を提供するだけですと、県の事業ではなくて外部機関の事業のための提供ではないかと疑問を感じます。

会 長： 特に反対ということではないでしょうか。

委 員： 反対ではないです。

会 長： 委員いかがですか。

委 員： 反対ではないのですが、自分の個人情報に敏感な方もいらっしゃるの
少々気がかりなところもありますが、長野県が健康長寿ということなので、
情報を提供するだけでなく、提供するからにはこちらも相互活用できるよ
うな制度にしてほしいと思います。そういったことは要領に書いてあるの
ですか。

健康長寿課： 要領第5条第5号で、返却や消去ということを県の部長が求めています
が、疑義がある場合には、同条第7号で保管状況等の立入検査をして、本
当に適切に個人情報が管理されているか確認する条項を設けています。

委 員： 提供先からのフィードバックについては定めがあるのでしょうか。

健康長寿課： 要領第7条で資料利用の明示と研究成果の報告について規定し、研究結
果の報告、発表、投稿に当たっては、地域がん登録の資料を利用したと明記
しなければならないと規定するとともに、研究成果報告書に発表した報告書、
論文等を添えて部長に提出しなければならないとしています。

委 員： 分かりました。

会 長： 委員いかがですか。

委 員： 普通は収集の時に本人の同意を得ればいいのですが、がんの場合はがん
と知らせてはいけない、そういう配慮でしょうか。

健康長寿課： はい。

委員： そもそも同意が取れなくてもしょうがない気がしますので、反対ではないです。

会長： そうすると、この要領案が制定されて、情報の取扱いが慎重になされるということと、その有効な活用がなされて報告が適切になされることと、その使用の目的が済んだら情報の削除が適切に行われ個人情報漏れたりすることがないように措置がとられることを前提にすれば、反対はないということでしょうか。

各委員： （承諾する。）

会長： それでは、審議会としては適当と認めることにします。
次の15番の審議に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号15番 資料に基づき説明）

会長： 質問、意見等ありますか。特にないようですので、16番の案件に移りますが、傍聴の方、いらっしゃいますか。この案件については、個人情報の保護を図る上で支障がある案件ですので、非公開で進めたいと思いますのでよろしいでしょうか。

（委員：承諾）

会長： それでは、16番について事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号16番 資料に基づき説明）

会長： 質問、意見等ありますか。
特にないようですので、本日の案件の審議をすべて終了しますが、14番も含めて全件適当ということとなりますが、14番についていろいろと意見がありました。

事務局： 14番について登録簿の変更を適当という方向でまとめていただきました

が、結局、この要領案でどういう場合に提供するかは健康福祉部に任せられる形になります。本日、お示ししているのは案ですので、これが成案として要領になる際に、本日、お示したものと違う形にならないように、事務局でもフォローをしていくようにさせていただきたいと思います。

会 長： その点もよろしくをお願いします。

それでは、本日の審議は終了します。前回第 27 回の審議会の会議録を事務局から委員の皆さんへお送りしていますが、記載内容について特にご意見がなければ、この内容で確定したいと思います。

続きまして次回の審議会の日程の調整をしたいと思います。

(日程調整)

会 長： それでは、次回審議会は 11 月 22 日木曜日の午後 3 時 30 分から県庁の会議室で行います。

以上で、本日の個人情報保護運営審議会を終了します。どうもありがとうございました。